

愛知県立大学長期履修制度に関する規程の特例を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症による影響により、標準履修期間を超えて履修し、修了することを余儀なくされた学生がいることに鑑み、愛知県立大学長期履修規程（以下「履修規程」という。）に関する特例を定めることを目的とする。

(対象者の特例)

第2条 履修規程第2条に定める「職業を有している等の事情」のある者に、「新型コロナウイルス感染症による影響により標準修業年限に履修し、修了することができない者」を加える。

(長期履修の申請の特例)

第3条 前条の対象者の長期履修許可（入学後）申請書の提出期限について、履修規程第3条第2項中「1年次の1月末日まで」とあるものを、「年次に関らず1月末日まで（ただし最終年次に申請をする場合は8月末日まで）」とする。

(長期履修の期間の特例)

第4条 第2条の対象者の長期履修期間変更申請書の提出期限について、履修規程第4条第3項中「1年次の1月末日まで」とあるものを、「年次に関らず1月末日まで（ただし最終年次に変更を希望する場合は8月末日まで）」とする。

附則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。